

宅地建物取引士 資格登録内容の変更について（奈良県登録の方）

『氏名』『本籍』『住所』『勤務先』のいずれかに**変更**があった時は、**遅滞なく変更の申請!**を行って下さい。なお、他県登録の方は、登録先の県にて変更申請を行う必要があります。

① 申請先：奈良県庁(分庁舎6階)建築安全推進課(総務宅建係)〒630-8501 奈良市登大路町30 (TEL0742-27-7563)

※現在有効な宅地建物取引士証をお持ちの方が『氏名』または『住所』の変更をする場合、下記②の手続に加えて、次ページ③の宅地建物取引士証の書換え交付申請も必要です。《注：宅地建物取引士証の『氏名』(または氏名・住所の両方)の書換え交付申請のみ、申請先は奈良県宅地建物取引業協会です》

② 提出書類

- (1) 「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」2部
→<http://www.pref.nara.jp/3758.htm>よりダウンロードできます。
- (2) 変更事項に伴う下記表に記載の添付書類（※官公庁の発行する証明書は**発行日から3ヶ月以内**）

変更事項	添付書類
氏名	<ul style="list-style-type: none"> ● 変更事項の記載のある「戸籍抄本」（日本国籍を有しない方は変更事項の記載のある「住民票抄本」） ● 現在有効な宅地建物取引士証を所有されている方は、次ページ③の(★注)を必ずご覧ください。
本籍	<ul style="list-style-type: none"> ● 変更事項の記載のある「戸籍抄本」（日本国籍を有しない方は変更事項の記載のある「住民票抄本」）
住所	<ul style="list-style-type: none"> ● 「住民票抄本」は添付不要です。 (住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という)により当方で確認が可能のため) ただし、下記[A]~[E]に該当の方は、それぞれ【 】内の書類を添付して下さい。 (@印のあるものは転居前後の住所記載があるものに限りです。) [A]：日本国籍を有しない方→【住民票抄本@】 [B]：変更申請受付日から5年以上前の住所変更の手続きを、今回される方→【住民票抄本@】 [C]：[B]に該当の方で、登録上の住所から複数回住所変更し、変更の申請を行っていない方 →【変更申請受付日から5年以上前の変更内容がわかる戸籍の附票】(住所変更のつながりの確認の為) [D]：住基ネット不参加自治体の住民（または過去に住民であった）の方→【住民票抄本@】 [E]：住基ネットの利用を希望しない方→【住民票抄本@】 ● 現在有効な宅地建物取引士証を所有されている方は、次ページ③の(★注)を必ずご覧ください。 ● 居所での登録も可能です。 (居所を記した公共料金の領収書(日付のわかるもの)または消印のある郵便物をご用意いただき、原本(確認後返却します)とコピーの両方を添付願います。) ※ただし、上記[A]~[E]に該当する方は上記【 】内の書類も添付してください。 ● 上記[A]か[D]か[E]に該当する方で、住居表示変更の場合は、上記【 】内の書類に代えて、各市区町村が発行する「住居表示実施証明」の添付による手続が可能です。
勤務先	<ul style="list-style-type: none"> ● 「退職」の場合 → 「退職証明書」等その旨を証明する書面を添付 (退職証明書の添付ができない場合は、離職票や年金記録など退職年月日が証明できる公的書面の添付でも可) ● 「出向」の場合 → 「出向辞令」または「出向証明書」を添付(出向解除時と同じ) ● 勤務先業者の「商号変更」や「宅建業免許番号の変更」の場合 →変更後の「宅地建物取引業免許証」の写、または都道府県受付後の「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第1面)」の写(コピー)を添付 ● 勤務していた業者が宅建業を廃業、または宅建免許失効後に退職した場合 → 添付書類不要 ● これまで宅建業に従事していなかったが、新たに宅建業に従事する場合 → 添付書類不要 ↓ 「宅建業に従事していない」とは、宅建業免許を持つ業者で勤務中だが、当該業者で宅建業以外の部門に所属し、宅建の業務に全く関わっていないなどの場合です。

③ 宅地建物取引取引士証の書換えについて

(★注)現在有効な宅地建物取引士証を所有の方が『氏名』や『住所』を変更される場合は、上記②の手續に加えて下記の手續が必要です。

※「宅地建物取引士証書換え交付申請書」は<http://www.pref.nara.jp/3758.htm>よりダウンロードできます。

変更事項	必要書類	申請先
氏名 (もしくは氏名と住所を同時に変更する時)	<ul style="list-style-type: none"> 「宅地建物取引士証書換え交付申請書」1部 「顔写真」(タテ3.0cm×ヨコ2.4cm、顔の大きさ2cm程度)1枚 ※顔写真は、申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、無背景のカラー写真で鮮明なものに限ります。 従前の「宅地建物取引士証」の原本 <p>《注意》新しい宅地建物取引士証の交付まで約1週間かかります。また、新しい宅地建物取引士証と引き換えに、従前の宅地建物取引士証(原本)は返納いただきます。</p>	<p>(公益社団法人)奈良県宅地建物取引業協会</p> <p>〒630-8133 奈良市大安寺6-20-3 電話 0742-61-4528</p>
住所 (同時に氏名の変更がない時)	<ul style="list-style-type: none"> 「宅地建物取引士証書換え交付申請書」1部 「宅地建物取引士証」の原本 <p>※奈良県庁建築安全推進課で裏面に新住所を記載します。</p> <p>《注意》郵送申請の場合、宅地建物取引士証の返送まで約1週間かかります。窓口にご持参の場合はその場で返却します。</p>	<p>奈良県庁(分庁舎6階) 建築安全推進課 総務宅建係</p> <p>〒630-8501 奈良市登大路町30 電話0742-27-7563</p>

④ 郵送による手續での注意点

遠方にお住まいなどで各窓口にお越しになれない場合、これらのお手續は郵送でも可能ですが、次の点にご注意ください。

- 必ず返信用封筒に必要金額分の切手を貼って同封してください。
- 平日昼間の連絡先を記入したメモを同封してください。(申請書類に不備があった際に連絡します)
- 郵送でのお手続きでは、宅地建物取引士証が1週間程度お手元にはない状態となりますので、業務に支障のない時に申請してください。
- 郵便事故については責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。特に宅地建物取引士証を郵送される場合は、「簡易書留郵便」をご利用ください。(同封いただく返信用封筒も同様です)

* ご不明な点がございましたら、それぞれの申請先へお問い合わせの上、ご確認ください。